

受領委任払制度創設

町が高額療養費と出産育児一時金を医療機関に直接支払います

いつから？

平成14年1月以降の診療分と出産分が対象となります。

地域は？

松山市、伊予市、伊予郡内の医療機関など
※医師会と松前町との間で協定を締結しています。
他の地域では、医療機関毎の協定が必要です。

《高額療養費受領委任払制度》

○高額療養費支給の現状について

高額療養費は、国保被保険者が医療機関で診療を受け、保険診療分として高額療養費の自己負担額（一般的には、63,600円＋（医療費－¥318,000円）×1％）を超える一部負担金を支払った場合に、前記自己負担額を超える部分について償還払い（一部負担金【医療費の3割又は2割（退職2割）】を医療機関に立替払い後、松前町に高額療養費支給申請を行うことにより世帯主に高額療養費が支給されます。）するということです。

病院を退院される場合や入院期間が1か月を超える場合は、1か月毎の医療費の支払時点で保険給付対象医療費の3割又は2割（退職2割）の一部負担金を支払うことになり、高額な医療費の場合には資金の調達が必要となります。

○受領委任払制度の概要について

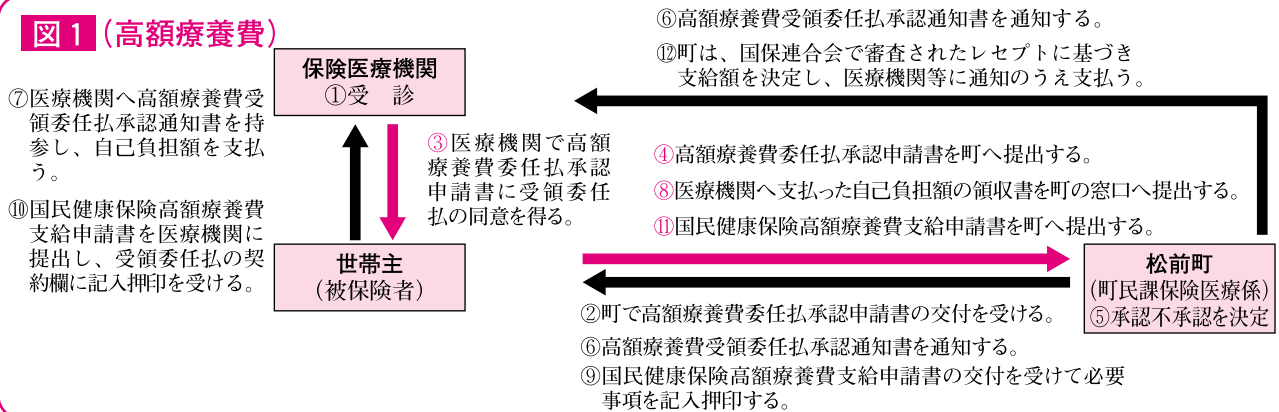
「受領委任払制度」を利用すると、医療費のうち高額療養費に相当する部分は松前町から医療機関に直接支払われます。（図1参照）

○受領委任払の対象者

高額療養費の給付対象となる被保険者の属する世帯の世帯主は、高額療養費に相当する医療費の支払が困難であると町長が認める場合は、高額療養費の支給を医療機関への受領委任払方式で実施できます。

ただし、松前町の国民健康保険税を滞納している世帯などについては、受領委任払いの対象者とならないのでご了承ください。

図1 (高額療養費)



《出産育児一時金受領委任払制度》

出産育児一時金は病院で申請できます。

○出産育児一時金支給の現状について

出産育児一時金（以下「一時金」）は、松前町に住所を有する国保被保険者が出産（妊娠4か月、85日以上の出産）した場合に世帯主の申請に基づき給付しています。

通常は、医療機関などへの入院期間は1週間程度ですが、一時金支給までに約1週間から2週間程度の期間が必要となりますので、医療機関などを退院する際には、世帯主が出産費用の全額を支払うこととなり、出産費用の調達が必要でした。

○受領委任払制度の概要について

「受領委任払制度」を利用すると、一時金は松前町から医療機関などに直接支払われます。

世帯主は退院の際、医療機関の窓口で備付けの申請書に必要事項を記入のうえ押印し、医療機関などの同意を得たうえ、出産に要した費用から30万円を差引いた差額を添えて申請書を提出することとなります。

○受領委任払の対象者

国保被保険者が出産したときは、一時金の給付対象となる被保険者の属する世帯の世帯主の希望があれば、一時金の支給を医療機関への受領委任払方式で実施できます。

ただし、国民健康保険税の滞納などにより被保険者資格証明書を交付されている世帯などについては、受領委任払いの対象者とならないのでご了承ください。

○ホームページ掲載の申請書様式を申請書として利用できます。

受領委任払制度の詳しい記載要領と様式については、ホームページに掲載しておりますので、申請の際ご利用ください。

<http://www.town.masaki.ehime.jp/>

お問合せ先
役場町民課保険医療係

☎ 985-4107

